

第 7 回潟上市教育委員会定例会記録

開催年月日	令和 7 年 7 月 22 日 (火)
場所	潟上市役所 2 階第 1 ・ 2 会議室
会議時間	午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分
出席委員	吉原慎一教育長、稲荷一清教育長職務代理者、佐藤有加委員、 今田智範委員、佐藤賢一委員
欠席委員	なし
会議案件説明 のため出席し た者の氏名	伊藤強教育部長、佐々木達也教育監、菅原摂教育総務課長、 畠山ひとみ文化スポーツ課長、二田元学校教育班長
会議書記の職 氏名	教育総務課 総務学事班長 佐藤 陽子
付 託 案 件	報 告 (1) 教育長報告 (2) 各課長報告 ①教育総務課 ②文化スポーツ課 審 議 議案第 25 号 潟上市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改 正する規則 (案) について その他

会 議 の 経 過		
教育長	10:00	それでは、第7回潟上市教育委員会定例会を開会いたします。私から御挨拶を申し上げます。 この一週間好天が続き、秋田の梅雨が明けました。2年前の猛暑を彷彿とさせるような暑さが続いています。明日から子どもたちは夏休みに入ります。昔を思い返すと、夏休みはとても楽しみに心待ちにしていたことが思い出されます。今の子どもたちも楽しみにしていると思います。充実した無事故の夏休みを過ごしてくれることを願っています。 先日の学校訪問では御指導いただきありがとうございました。各学校でそれぞれ課題は抱えているものの、子どもたちが元気に授業に参加している姿を見ると、先生たちがよくやってくれているという有り難い気持ちでいっぱいです。楽しい授業、分かる授業を続けていけば、きっと子どもたちは勉強が好きになり、友だちが好きになり、まちが好きになっていくだろうと思っていますところです。潟上の子子どもたちが一人も残さずそのように言える日が来ることを夢見しています。同時にハード面や制度面の支援を各学校が必要としていることも分かりました。できるだけ改善できる手立てを講じていきたいと思っております。 7月10日、11日にいわき市で行われた東北六州市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会に稲荷教育長職務代理者と佐藤有加委員と参加してきました。東日本大震災からの教育の復興という研修内容でした。我々はいろいろな課題を抱えながらも日常の教育活動を行うことができているということは非常に有り難いことだと感じました。委員の皆様方の御指導をいただきながら教育行政を前に進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。 それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。
教育長		次第の2、会議録署名委員及び書記の指名を行います。 潟上市教育委員会会議規則第42条の規定により、会議録署名委員には、私と佐藤賢一委員をお願いいたします。書記は教育総務課の佐藤班長をお願いします。
教育長		次第の3、会期の決定についてお諮りいたします。 会期については本日1日限りとしたいのですが、御異議ございませんか。

全委員		異議なし。
教育長		会期については本日 1 日限りいたします。
教育長		次に次第の 4、委員会への報告に入ります。
		(教育長報告 教育長動静について)
教育長		ここまで御質問等はございますか。
全委員		なし
教育長		それでは次に各課長報告です。
教育監		(教育総務課)
		① 市教職員初任者研修について
		② 市内 3 中学校夏季集中講座について
		③ 市教職員研修会について
		④ 県中総体結果について
教育長		ここまでの報告で何か御確認や御質問等ございますか。
教育長職務代理人		「潟上市教職員研修会」講師の山本弁護士についてですが、新規事業であるみんなのサポーター制度を活用しての要請ですか。
教育監		制度を活用しての要請です。
教育長		次に、文化スポーツ課から報告をお願いします。
文化スポーツ課長		(文化スポーツ課)
		① 潟上市全国大会等出場激励金交付要綱
		② 会議報告
		1) 文化財保護審議会
		2) 中学校部活動地域移行検討委員会
教育長		ただいまの報告で何か御確認や御質問等ございますか。
教育長職務代理人		3 点あります。
		1 つ目は全国大会等出場激励金について、文化面の方も補助

文化スポーツ課長	金を受けられるということでもいいことだと思います。さらなる広報、宣伝をよろしくお願いします。 2つ目は、文化財保護審議会についてです。もう少し潟上市の文化財を広く多くの方に見てもらえる機会があるといいと思います。伝習館や小玉家などいい文化財がたくさんあるので、いろいろな文化財を見学できるような機会を図っていただければと思います。特に石川翁については全国に関わる貢献者ですので、さらなる宣伝をする機会があるといいと思います。 3つ目は、中学校部活動地域移行検討委員会会議録についてです。「会議要旨」の「資格を持っていない顧問の先生」とは具体的にどういう方なのかということと、「ケガ等について責任をとれるかが心配」とありますが、学校職員や教員であれば過失があっても国家賠償法の適用になりますので、この部分の内容について詳しく教えていただければと思います。
教育長職務代理人	競技経験のない部活動に携わる先生もおり、例えば柔道競技において競技経験のない先生が顧問となった場合に、けがの状態がどういう状態であれば医者に診せたほうがいいのかどうかの判断が難しく、けがなどの責任を問われたときに顧問の先生が苦慮するのではないかとのことでした。また、何も経験がない方が顧問となる場合に、けがをしたときなどの保護者対応が心配であるとのことでした。 「資格を持っていない顧問の先生」とは学校の教員かなと受け止めたのですが、教員であれば様々な部活を持たされるので、表現を変えたほうがいいのかとは思いました。 例えば「教員以外の方が顧問となる場合」「顧問の先生が指導した場合」など表現をもう少し分かりやすくしたほうがいいのかと思います。 けが等あった場合には対処の仕方が問題になると思います。日本スポーツ振興センターと国家賠償法で責任は取れるようになっているので、この部分ももう少し分かりやすく表現したほうがいいのかとは思いました。会議録に残っているのであれば、本人に次回確認した上で直したほうがいいのかと思います。
教育長	「資格を持っていない」というのは、専門で専攻した人でないという意味で発言していたと思います。「責任」の部分については、保護者対応において責任を追及されたときにどうするかという内容だったと思います。確認して適切な表現にしたいと思います。

教育長		ほかに何かございますか。
委員		顧問の先生と外部コーチはどのくらいコミュニケーションが 取れているのですか。
文化スポーツ 課長		平日は顧問の先生が指導し、土日は外部コーチが指導するよ うな場面で、平日と土日の指導内容の情報共有や引き継ぎがう まくされていなかったことがあり、もっと相互のコミュニケー ションを取ることが必要であるとのことでした。
委員		指導方針について指導者同士の意思疎通は大切ですので、コ ミュニケーションを取っていただけると感じました。
教育長		ほかに何かございますか。
全委員		なし。
教育長		次に、次第5、審議に入ります。 議案第25号、潟上市学校運営協議会の設置等に関する規則の 一部を改正する規則（案）についてです。事務局から説明をお 願いします。
教育総務課長		（説明）
教育長		ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。
教育長職務代 理者		「園長」とありますが、幼稚園がなくなったことによりこの 部分が改正になったということですか。
教育総務課長		公立の幼稚園がなくなったため削るものです。
教育長		ほかに何かございますか。
教育長		なければ、議案第25号 潟上市学校運営協議会の設置等に関 する規則の一部を改正する規則（案）について、承認すること といたします。 これに御異議ございませんか。
全委員		なし。

教育長		御異議がないようですので、議案第25号は承認いたします。
教育長		それでは次に次第の6、その他に入ります。 東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会について感想をお願いします。
委員		秋田は暑かったのですが、いわき市は涼しかったです。研修会では2人の先生からお話を聴きました。若者からも意見を聴くという内容が心に残りました。年齢を重ねると若者には教えるという立場になってきているような気がします。教えながらも若者からも教えてもらうという内容が印象に残りました。 大熊町の教育長からは震災当時の学校をどのように再開させたかというお話を聴き、子どもたちの元気が地域に与える影響の大きさを感じました。この研修の内容をよりたくさんの人に聴いてもらえたらと感じました。
教育長職務代 理者		1人目の講師の方は、震災から15年目を迎え震災のことを忘れている方が多いと話されていました。若い方は震災のことを知らない人が増えてきているということでした。震災のことを思い出させる、大災害があったことを知らせるような機会が必要なのではないかと話されました。 2人目は大熊町の教育長のお話でした。震災があったときに全町避難し、町から全員いなくなり、会津若松に多くの方が避難しました。町を存続させるためには学校が必要だということで、会津若松で廃校になった学校を借りて教育を始めたそうです。学校が必要なのだと改めて感じるとともに、多くの方にこういった話を聴いてもらい、震災の恐ろしさ、教育の偉大さを知っていただければと思いました。
教育長		初めて直接体験された方の話を聴きましたが、今何事もなく正常に学校教育が行われているということがどれほど有り難いことであるかを痛切に感じました。子どもが希望なのだという話をされていて、我々は希望を育てているということを感じました。自分たちが日々生きていくための希望、糧として子どもたちの存在があるということを感じました。
教育長		ほかに何かございますか。
教育長職務代		文科省で学校における写真や画像について規制をするとあり

理者		ましたが、各学校にはこのことに関しての通達はありますか。
教育監		文科省の通知に則って、市としても個人のスマートフォン、デジタルカメラの端末を使わないようにすること、写真や動画を撮影するときには、タブレットなど学校の端末を使用すること、それらを個人のパソコンではなく学校のハードディスク等で一元管理すること、そして常に管理職がそれを確認すること、不適切な画像が偶然映っているのを発見した場合には速やかに消去することという内容で学校には通知しております。 研究等で画像を校外に持ち出すときには、必ず管理職の了解を得ることという内容も付け加えております。7月17日付けで通知しております。
教育長		最後に来月の日程について調整をしたいと思います。 ～日程調整～ 8月18日(月)10時00分でいかがでしょうか。
全委員		よろしいです。
教育長		それではこれで第7回潟上市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。
	10:50	閉会